

警報発表時等における臨時休業等の対応について

1. 午前7時の時点でみなべ町に特別警報・大雨警報・暴風警報・津波警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
2. 午前10時までに上記警報が解除された場合は、5・6限の授業を行う。
午前10時を過ぎても上記警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
3. 午前7時以降、居住地の市町村に警報が発表されるなど、登校が危険であると保護者が判断した時は、学校に連絡し自宅待機とする。
4. 定期考査中に臨時休業した場合は、考査期間を延長し、休業日の考査は考査最終日に実施する。
5. 登校後に警報が発表された時は、状況を見て学校長が下校等の判断をする。
6. (追記) 警報が発令されていないが、何らかの影響によりJ R等が運休の場合の取り扱いについて。
 - 登校が危険である場合は、家庭で判断して身の安全を確保する。
 - J R等が運休の場合、動き始めた(できる限り)最初の電車等で登校する。
7. (追記) 本校は、事前避難対応地域にあるため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令された場合以下の対応を行う。
 - 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発令中は休校とする。
 - 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」に切り替わった場合は、後発地震に充分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する。
 - 事前避難期間と考査日が重なった場合、考査の実施については、後日連絡する。

※この資料は、QRコードを読み取っていただくと、
学校HPでもご覧になれます。

